# 生物多様性地域戦略についての基本事項

### 環境省自然環境局自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室





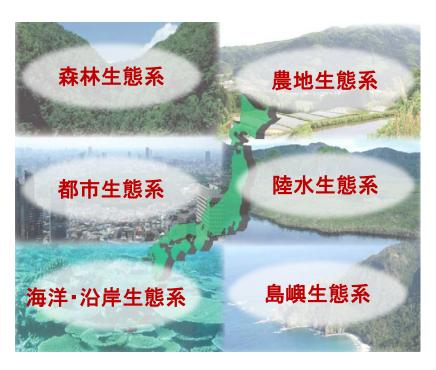
地球のいのち、つないでいこう

### 生物多樣性総合評価

(JBO; Japan Biodiversity Outlook)

### 評価の対象

- ・日本全国の生物多様性を 6つの生態系に区分して評価
- 生物多様性の損失の要因と 状態を評価



### 評価の期間

1950年代後半から現在までを対象

1950年代後半~ 高度経済成長

1970年代後半~ 安定成長

1990年代~ 低成長·人口減

### 日本の生物多様性の現状 -JBOの評価結果-

2010年まで の生物多様性	損失の状態と傾向		損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向							
の損失	本来の生態系から	1950年代 後半から	第1の 危機	第2の 危機	第3の 危機	温暖化 の危機	その他			
森林										
農地	1						・農作物や家畜の 地方品種等の減少			
都市	1			_						
陸水										
沿岸•海洋				_			・サンゴ食生物の異常発生 ・薬場の磯焼け			
島嶼				_						

### JBOの主要な結論

①生物多様性の損失は全ての生態系に及び、全体的 に見れば損失は今も続いている

②特に、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼生態系 における損失が大きく、その傾向は現在も継続

- ③損失の要因としては、
  - ー「第1の危機」が最も大きいが、新たな損失速度は緩和
  - ー「第2の危機」は増大
  - ー「第3の危機」のうち、外来種の影響は近年顕著
  - 一「地球温暖化の危機」は、高山、サンゴ礁等で特に懸念

#### JBOの主要な結論

④様々な対策は講じられているが、十分ではない

⑤過去の開発による影響の継続、里地里山の利用・管理の低下、一部の外来種の定着・分布拡大の継続、気温上昇の継続等が予測され、地域の合意形成に基づくさらなる対策の推進が必要

⑥陸水、島嶼、沿岸などでは、今後、不可逆的な変化 が懸念

### 生物多様性条約第10回締約国会議の日本開催 (CBD/COP10:国連地球いきもの会議)

- 期 間: 2010年10月18日~29日
  - 閣僚級会合 10月27日~29日
  - カルタヘナ議定書第5回締約国会議 (MOP5) 10月11日~15日
- 場 所: 愛知県名古屋市



■ 標 語:「いのちの共生を、未来へ」 " Life in Harmony, into the Future"





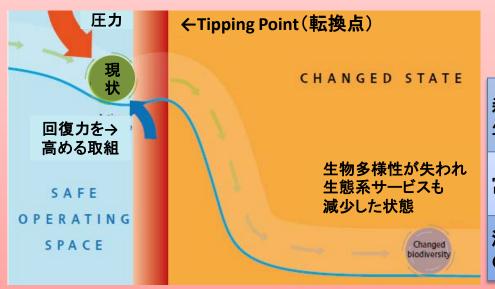
### 2010年目標の達成状況の評価結果

**2010年目標**: 生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるという目標

#### 地球規模生物多様性概況第3版

(GBO3; Global Biodiversity Outlook) 2010/5/10発表

- ・生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる ことはできなかった
- ・転換点(Tipping Point)を超える前に直ちに行動を起こすべき





Global Biodiversity Outlook 3

森林伐採、山火事、気候変動の相互作用による植生変化、降雨の減少、農業生産の低下等

富栄養化による漁業生産の減少と観光収入の喪失

海洋の酸性化、海水温上昇によるサンゴ礁生態系 の崩壊

### 地方自治体と生物多様性を巡る国際的な議論の経緯

#### 2006年 生物多様性条約第8回締約国会議(ブラジル・クリチバ市)

### 2007年 生物多様性国際市長会議(ブラジル・クリチバ市)

#### 「都市と生物多様性に関するクリチバ宣言」

生物多様性の保全には地方自治体が中心的な役割を果たす必要があり、 都市の生物多様性を保全するために地方自治体の参画が必要

#### 2008年 都市と生物多様性国際市長会議(ドイツ・ボン市)

#### 「行動のためのボン宣言」

都市の役割を認識し、都市の生物多様性保全への取組を支援するよう 締約国に要請

#### 2008年 生物多様性条約第9回締約国会議(ドイツ・ボン市)

#### 「都市及び地方自治体の参画促進決議」

生物多様性に関して、都市が果たすべき役割は大きく、

その参画が極めて重要であることを確認

## 生物多様性国際自治体会議 - City Biodiversity Summit 2010 -

■期 間: 2010年10月24日~26日

■場 所: 愛知県名古屋市(名古屋東急ホテル)

■主 催: COP10支援実行委員会、愛知県、名古屋市

<mark> </mark>共 催:生物多様性条約事務局、

ICLEI - 持続可能性をめざす自治体協議会

■テーマ: 「都市と生物多様性ー鍵を握る自治体の取組」

- 自然の助けを借りて都市問題を解決するには
- 都市生活を確保しつつ、生態系を保全・再生するには
- 生態系を保全・再生しつつ食料・燃料等を確保するには
- 市民・事業者の参加と協働を促進するには
- 都市の能力を高め、都市の総合力で取り組むためには

### 生物多様性基本法



- 工物多似工态平均
  - 生物多様性国家戦略
- 生物多様性への関心の高まり
- COP10に向けて国際的イニシアティブを発揮する必要性
  - 生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備【議員立法:平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】
- ■目的

生物多様性の<u>保全及び持続可能な利用</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与

#### 生物多様性基本法の構成 平成20年6月施行・与野党による議員立法

#### 目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性 を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

#### 基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全:野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然 環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用:生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、 国土及び自然資源を持続可能な方法で利用



保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

#### **責** 務

国の責務、地方公共団体の責務 :基本原則にのっとった施策の実施等 事業者の責務、国民及び民間団体の責務 :基本原則にのっとった活動等に努める

#### 生物多様性戦略

国の戦略:「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略:地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

#### 基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- 4国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

#### 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑩事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- (3)国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 生物多様性基本法 一基本原則一

### <保全>

野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を 地域の自然的社会的条件に応じ保全

#### <利用>

生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

### く保全や利用に際しての考え方>

- •予防的順応的取組方法
- ・長期的な観点
- ・温暖化対策との連携

### 生物多様性基本法 一各主体の責務一

#### <国の責務>

・基本原則にのっとり、基本的かつ総合的な施策を策定、実施

#### <地方公共団体の責務>

・<u>国の施策に準じた施策、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を</u> 策定、実施

#### く事業者の責務>

• <u>事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握</u>、他の事業者や関係者と連携を図りつつ 生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減 及び持続可能な利用に努める

#### <国民・民間団体の責務>

- <u>生物多様性の重要性を認識</u>するとともに、<u>日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと、生物多様性に配慮した物品、役務を選択する</u>こと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める
- <u>生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行う</u>とともに、<u>他者の</u> 取組に協力</u>するよう努める

### 生物多様性国家戦略2010

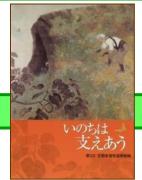
1995 生物多様性国家戦略

2002 新生物多様性国家戦略

2007 第三次生物多様性国家戦略

2008 生物多様性基本法





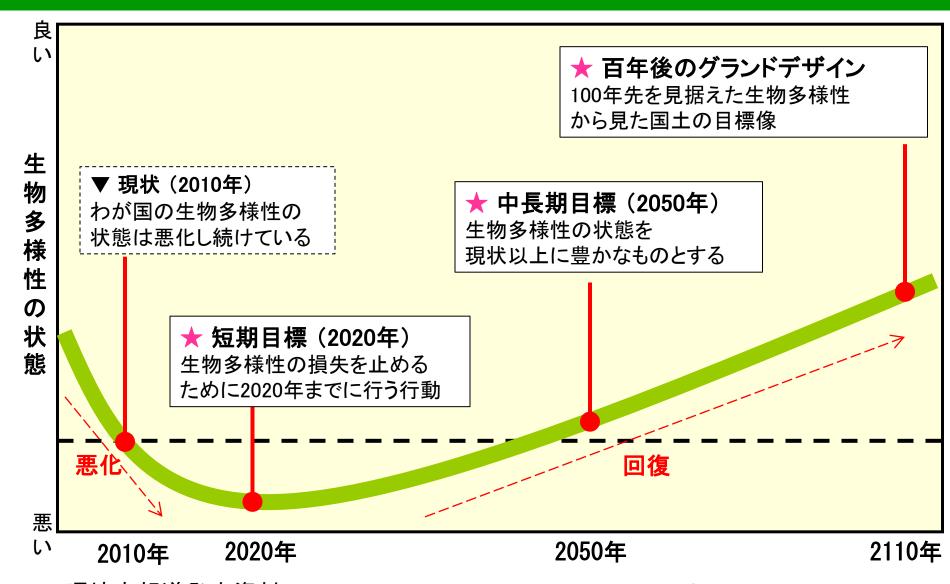
#### 2010 生物多様性国家戦略2010

- ■改定のポイント
  - 生物多様性基本法を踏まえた初めての法定戦略
  - 中長期目標(2050年)と短期目標(2020年)の設定
  - ★ポスト2010年目標日本提案を踏まえ設定
  - COP10開催を踏まえた国際的な取組の推進
  - ⇒ COP10の成功、SATOYAMAイニシアティブの推進、科学的な基盤の強化、
    途上国の支援など
  - COP10を契機とした国内施策の充実・強化
    - ★主流化の促進、地域レベルの取組の推進、海洋の保全・再生の強化 など



### 生物多様性国家戦略2010

短期目標(2020年)と中長期目標(2050年)の設定



環境省報道発表資料 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12273

### 生物多様性国家戦略2010 -5つの基本的視点-

#### 1 科学的認識と予防的順応的態度

・科学的客観的なデータ

•慎重・柔軟な対応

#### 2 地域重視と広域的な認識

・地域固有の活動

・現場を担う人材

・流域や国際的視点

#### 3 連携と協働

・関係省庁・地方・民間・住民との協働

情報公開の推進

#### 4 社会経済的な仕組みの考慮

・継続できる仕組みづくり

・生物多様性の恵みの価値の内部化

#### 5 統合的な考え方と長期的な観点

- -3つの危機-3つの社会(自然共生-循環型-低炭素)の統合
- ・将来世代に恵みを引き継ぐ

### 生物多様性国家戦略2010 -4つの基本戦略-

100年先を見通したうえで2012年度までの間に重点的に取り組むべき 施策の方向性を4つの基本戦略として提示

#### 1 生物多様性を社会に浸透させる

- ・官民のパートナーシップによる国民運動の展開
- ・地方公共団体による生物多様性地域戦略づくりの促進
- ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及
- ・地域の多様な主体による活動の促進
- -教育-学習や農産漁村宿泊体験の推進
- 生物多様性に配慮した消費行動の提案

#### 2 地域における人と自然の関係を再構築する

- ・里地里山の保全・再生活動や新たな利活用の促進
- ・クマやシカなどが人里に出てきにくい地域づくり
- ・生きものの生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業の推進
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策や外来種対策の充実

#### 3 森・里・川・海のつながりを確保する

- ・生態系ネットワークの具現化
- •自然再生の推進
- ・多様な森林づくり、都市内の水と緑のネットワーク形成
- ・河川、湿原、水田などの水系のネットワークづくり
- ・漁業などの多様な利用と両立する海域保護区のあり方の検討
- ・沿岸海洋域の保全・再生の推進

#### 4 地球規模の視野を持って行動する

・アジア太平洋地域をはじめとする世界の生物多様性の保全と 持続可能な利用についてのリーダーシップの発揮、国際的連携

### 生物多様性国家戦略2010 ーパブコメでの意見例一

- <u>戦略に基づく施策の進捗度・達成度を評価</u>でき、政策の改善につなげられる 総合評価のあり方を検討すべき
- 生物多様性地域戦略では、流域を単位とした階層的、有機的な連携が必要
- <u>複数の予測シナリオに基づき</u>、生物多様性への影響や生態系サービスの 持続可能な利用の観点から<u>分析</u>を行うべき
- 生態系ネットワークの構築を国土、広域、地域の各スケールで具体的な計画 を策定し、実行することが重要
- 優先的な課題、中期的な課題、長期的な課題とメリハリをつけるべき
- 作成過程での地域住民の参画の必要性、重要性
- 作成過程における<u>透明性、公平性の確保</u> (パブリックコメントの実施方法、説明会開催方法の工夫)

### エコロジカル・ネットワーク

#### エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。

平成20年度に設置された「全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会」(委員長:涌井史郎 東京都市大学教授)により、「生態系の保全・再生・創出を進め、ひいては自然のポテンシャルを活かし た国土利用を進めていくことについての認識を共有していくための一連の構想である「全国エコロジカル・ネットワーク構想(案)」が策定された

#### 検討内容

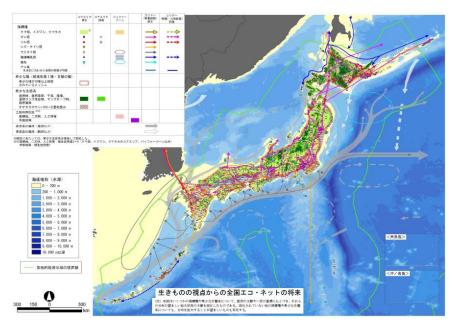
- ・核となる地域(コアエリア)、緩衝地域(バッファーゾーン)、生物の生息・ 生育地をつなげる生態的な回廊(コリドー)を確保することを基本とした
- ・全国レベルのエコロジカル・ネットワークの現況図及び将来図を作成 生きものの視点から第三次国家戦略を参考に50~100年程度先を見通 し、望ましい地域のイメージを示した
- ・①指標種の観点、②希少な種の観点、③生態系の多様性の観点、からそれぞれ重要地域を選出→重ね合わせ→現況図を作成→課題を整理し、望ましい姿を提案→「全国エコロジカル・ネットワーク将来図(望ましい姿)」を作成した
- ・「全国エコロジカル・ネットワークの実現に資すると考えられる主な施策を 第三次国家戦略を参考にリストアップした



### エコロジカル・ネットワーク

全国エコロジカル・ネットワーク構想(案)

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/econet/21-1/index.html



生きものの視点からの全国エコ・ネットの将来図

エコロジカル・ネットワークの検討において、地域での検討が必要

- ・生物の種類によって生息・移動の空間的広がりは多様
- ・互いに反映しながら様々なスケール(全国レベル・広域圏・ 都道府県・市町村)で重層的に策定される必要がある。



地域での取組の事例

#### 生物多様性基本法 (H20年6月施行)

#### <第13条第1項>

都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない

### 生物多様性国家戦略2010 (H22年3月閣議決定)

- ■基本戦略・・・「生物多様性を社会に浸透させる」
  - ・都道府県をはじめ<u>地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略</u> をつくることが不可欠
  - ・流域や山地などの一定のまとまりを有する<u>複数の地方公共団体が協働して</u> 地域戦略を策定するのも望ましい方法の一つ

#### ■具体的施策

- COP11 (2012年)までに全ての都道府県が策定に着手

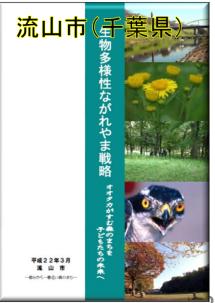
#### 都道府県•市町村

単独または共同で策定

#### 生物多様性地域戦略

- く策定事項 >
- ① 生物多様性地域戦略の対象区域
- ② 生物多様性の保全及び持続可能利用に関する目標
- ③ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、 総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ その他必要な事項







### ■対象区域

- ▶一般的には、行政区域(都道府県界、市町村)を単位として設定
- ▶ただし、次のような視点でも検討が必要
  - 一河川の流域、山地などのまとまりに注目した区域
  - 一野生生物、人、ものの移動を介した生物多様性への影響に配慮 した区域 など
- ■対象期間・・・・策定事項とはされていないが、設定する場合が多い
  - ▶環境基本計画の計画期間と同様とする場合
  - ▶100年先といった長期間とする場合
  - ▶策定から一定期間(10年、50年等)とする場合
  - ▶策定から一定期間(5年、10年等)を目処に見直すこととする場合

### ■目標

#### 定性的な目標

- 一将来の望ましい姿を文章やイラストで定性的に説明する目標
  - (例) 生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持回復する

#### 定量的な目標

- ① 生物多様性の状態を示す目標 最終的に実現すべき生物多様性の 状態を定量的に表現
  - (例) 野生個体数(■地域における個体群密度を●頭 /km³) 外来生物の根絶(■年までに●地域における外来生物を根絶)
- ② 事業量を示す目標 -個別の施策の実施量や事業量を示す
  - (例) 保護地域の面積 (■年までに●haを▲haに増やす) 住民参加による魚道の設置 (■年までに●箇所)

### ■総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ▶個別の具体的な施策を分類、整理して示すパターン
- ▶重点的に実施するプロジェクトを掲げ、関連施策を示すパターン
- ▶地域別に整理して示すパターン
- ▶主体別に行動リストとして整理して示すパターン など
- ※新規施策の立ち上げに加え、 既存施策・計画・制度へ生物多様性の視点を反映・内部化 していくことも重要
- ※都道府県では、広域的な観点での施策が重視され、 市町村では、地域特性に応じて優先順位も考慮した細かな施策が 重視される

### 生物多様性地域戦略-策定事例-

#### 策定済みの生物多様性地域戦略の特徴(抜粋)(国家戦略2010策定前)

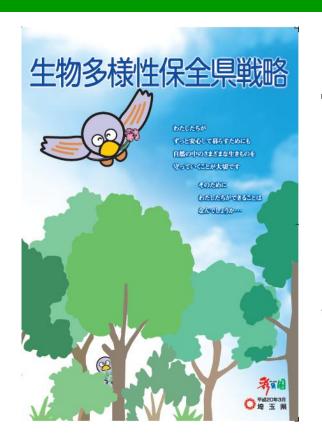
戦略等名称	策定 年月	特徴
生物多様性保全県戦略 (埼玉県)	H20年 3月	・家庭、事業所等での取組可能事例の紹介 ・ポンチ絵を多用したわかりやすい取組イメージの紹介
生物多様性ちば県戦略	H20年 3月	<ul><li>・計画段階から県民参画を行う「千葉方式」</li><li>・地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点</li><li>・生物多様性センターの設置</li></ul>
ふるさと滋賀の野生動植物と の共生に関する基本計画 滋賀県ビオトープネットワー ク長期構想	H19年 3月 H21年 2月	・基本計画とネットワーク長期構想が一体となって地域 戦略の役割を担うと位置づけ ・ビオトープの保全・再生・ネットワーク化を目標 ・「重点拠点区域」と「生態回廊」を選定し、地図化
長崎県生物多様性県戦略	H21年 3月	<ul><li>・基本法施行後初の策定事例</li><li>・多様な主体の役割を明記</li><li>・市町、NP0等への支援事業を創設</li></ul>
生物多様性ひょうご戦略	H21年 3月	・森、川、里地等生態系ごとの状況を詳細に記述 ・コウノトリの野生復帰等の実績とりまとめ
あいち自然環境保全戦略	H21年 3月	・生態系ネットワークの形成 ・環境保全型農業の推進等 ・企業活動と生物多様性の調和の方向性を呈示 ・COP10開催地にふさわしい地域づくりの指針

### 生物多様性地域戦略-策定事例-

#### 策定済みの生物多様性地域戦略の特徴(国家戦略2010策定後)

戦略等名称	策定 年月	特徵
生物多様性ながれやま戦略 (千葉県流山市)	H22年 3月	・水と緑の回廊と地域の生態系ネットワークの構築 ・重点地区・拠点を選定 ・具体的な箇所をあげて、取組の概要、取組スケ ジュールを決めた具体的な取組内容を掲載
生物多様性ひだたかやま 戦略(岐阜県高山市)	H22年 3月	・100年前の生物多様性とそのめぐみの利用の歴史に 着目 ・生物多様性のめぐみの利用・伝承の重視
生物多様性2050なごや戦略	H22年 3月	<ul> <li>・図を多用して、分かりやすさに配慮</li> <li>・市民による100年後の夢の姿を図示</li> <li>・2050年に向けたビジョンと4つの戦略を提示</li> <li>・ライフスタイルの転換に言及</li> </ul>

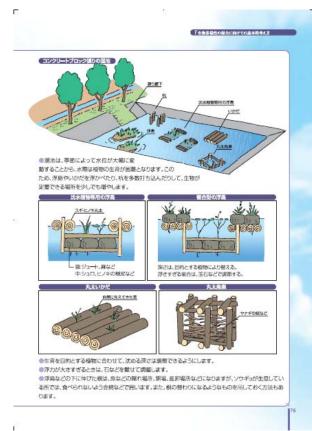
### 生物多様性地域戦略の策定事例-埼玉県-



#### 家庭、事業所等での取組可能 ↓ な事例を紹介



#### ポンチ絵を多用してわかり し やすく取組イメージを紹介



←指標生物の一部

#### 低地 台地 丘陵 山地 大木のある良好な森林に生息する。 000 ッコウムササビ 森林を伝って移動するため広い森林の分布を必要とする。 000 ニホンリス 広大な森林の連続性が確保されていることを示す。 落葉広葉樹林、針広泥交林などに生息する。良好な森林環境 0000 アオゲラ が存在してることを示す 河川、池沼、用水路等の水辺に生息する。良好な水辺環境、特 0000 カワセミ に土が露出した護岸や崖などが存在する必要がある。 畑、草原、荒地、河原等に生息する。 000 自然的、半自然的なオープンスペースの存在を示す。 谷津田に面した斜面林に営巣し、谷津田と林を餌場としている。 00 サシバ 広域的な谷津田環境が残されていることを示す。 水田や水路を主な生活環境とする水田地帯を代表する鳥類。 サギ類 000 カエルなど生きものが豊かな水田に生息する。 オオヨシキリ ∃シ原を代表する鳥。 湿地や湖沼周辺のヨシ原を主な生息地とする。

指標生物が表す環境

### 生物多様性地域戦略の策定事例-千葉県-

#### 生物多様性ちば県戦略

生命(いのち)のにぎわいとつながりを 子どもたちの未来へ

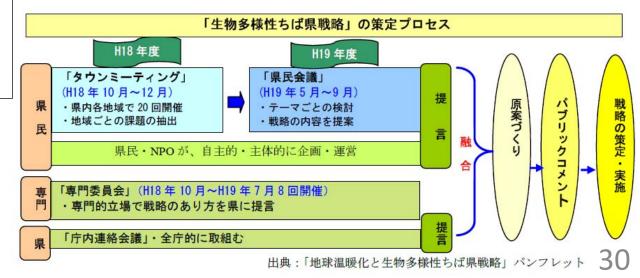
平成20年3月

千 葉 県

#### 計画段階から県民参画を行う「千葉方式」

- 専門委員会学識経験者8名からなる専門委員会を設置。
- ・タウンミーティング県内15地域の実行委員会が運営、20回開催し、1,200名が参加。
- •県民会議

県民の自主組織として「ちば生物多様性県民会議 実行委員会」が誕生。32のテーマ別にグループ会 議が設置され、36回、1,100名を超える方が参加し、 提言がまとめられた。



### 生物多様性地域戦略の策定事例-滋賀県-

#### 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想

野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想

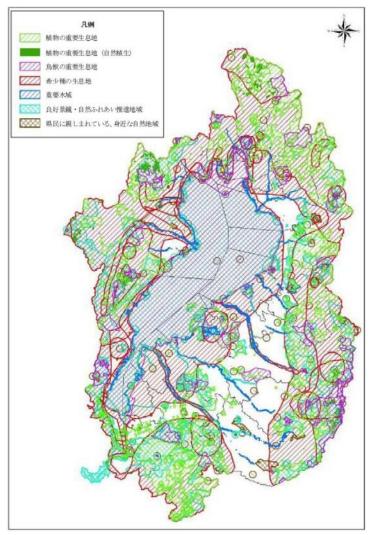




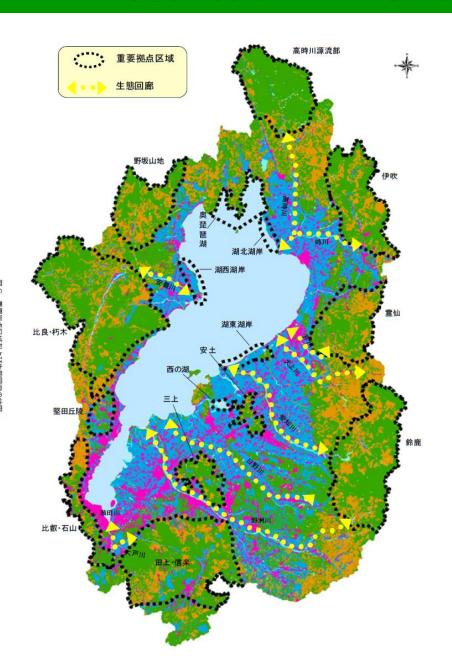
平成21年(2009年)2月

滋賀県

- ・ビオトープの保全・再生・ネットワーク化を目標
- ・「重点拠点区域」と「生態回廊」を選定し、地図化



### 生物多様性地域戦略の策定事例-滋賀県-



#### ↓ 重点拠点区域の現状と課題 の一部

#### (15) 湖西湖岸

高島市の針江周辺から安曇川河口部にかけて続く琵琶湖岸と、それにつながる 田園城から構成される地域です。ヨシ群落が広がっており、ニゴロブナ、ホンモ ロコ等多くの在来魚の産卵の場、稚魚の成育の場として、木鳥の営巣、採餌、休 息の場として重要な機能を果たしています。また、ヨシ群落の造成事業や、内陸 の水田では琵琶湖と水田の連続性を考慮した田園整備が行われています。

#### 【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

#### 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
  - ・特定植物群落:タチスズシロソウ群落(安曇川畔)
- ②鳥獣の重要生息地
  - · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)
- ③希少種の生息地
  - ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖・砂浜湖岸の昆虫群集、琵琶湖岸ヨシ帯の昆 虫群集、琵琶湖・湖辺林の昆虫群集、安曇川のウグイ (河川型)

#### ④重要水域

- ・ヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域)
- · 河畔林 (安曇川)
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
  - 湖岸緑地安曇川浜園地、湖岸緑地新旭浜園地
  - 県立びわ湖こどもの国
- ⑥県民に親しまれている自然地域
  - ・湖国の自然 100 選:針江・深溝地域の湖岸、安曇川河ロデルタ

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少な いと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ群落保全地域に指定さ れており、将来にわたる保護の担保もなされています。



安曇川河口



針江・深溝地区の湖岸

32

### 生物多様性地域戦略の策定事例-長崎県-



#### 多様な主体の役割を明記

(下の記述はその一部)

- 4. 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進
  - (1)地域、NPO等、県民、企業、市司、他都適府県、国との連携・協働 現在、長崎県では、NPO等、県民をはじめ多様な主体により、例えば、次のような生物多様性保全の取組が進められています。
    - ・各地域のホタルの会による河川の清掃や調査、普及啓発等のホタル保護 活動
    - ・対馬市におけるNPO、動医師会、土地を所有する企業等による「ツシマヤマネコ」の保護活動
    - 県北地区の山間の水田におけるNPO等による県RDB掲載種の「ミヤマアカネ」の保護活動
    - ・県北地区の溜池におけるNPO等による県RDB掲載様「カミガモソウ」 の保護活動
    - ・西海市におけるNPO等による海岸環境の保全と海の自然とのふれあい活動
    - ・島原市等における自然保護団体による「シマバライチゴ」の保護活動
    - ・膝阜市大場町、平戸市大佐志町、対馬市工機商山等における地元自治会 によるRDB掲載様が多数生息、生育する草原の維持活動(草刈り、野 焼き等)
    - ・工選用助を生物多様性豊かなテーマバークとして再生させたハウステンポスによる企業活動

このほか、行政が主体となり、専門家のアドバイスやNPO等、県民の協力を 得ながら、例えば、次のような希少種の保護や生息・生育地の保全等のための取 組も行われています。

- 長崎市による相川地区の湿地の保全管理
- 長崎市による無崎永田湿地公園の保全管理
- ・佐世保市による「ニッポンバラタナゴ」の調査、監視活動
- ・長崎市及び佐世保市によるRDBの作成
- ・県農林部による雲仙市や南島原市、対馬市等における「田んぼの生きもの場合」の実施

本県としては、国、他都遵府県(特に隣接県)、市町との連携・協働を進める とともに、地域、NPO等、県民、企業等による生物多様性保全への貢献を広く 情報発信することなどを通じて、さらなる連携・協働の強化と拡大に努めるとと もに、多様な主体との連携・協働を促進するため、各種活動を支援する制度の拡 充や「県未来環境条例」に基づく希少野生動植物種保存協定制度の普及啓発等に も取り組みます。

別表 ] 今後、生物多様性保全のために取り組む予定の「主要な事務・事業」

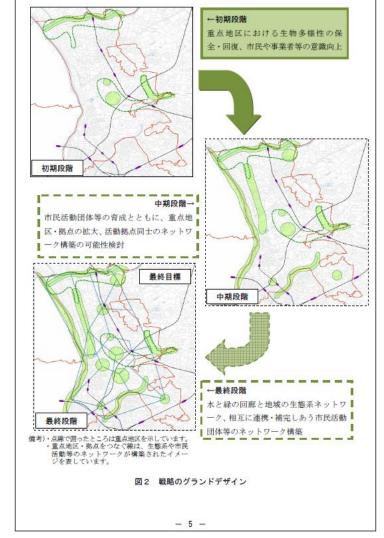
項目		事務·事業名	主な関係機関	事業期間(年度)					请考
				21	2.2	23	24	25	100-20
		自然環境保全基礎調查	国(環境省)、県(白然環境 課)、NPO等						・年度毎に国へ予算要望
		「ながさきの希少な野生動植物」 (長崎県レッドデータブック)の改訂	県(自然環境課)、大学、NPO等						・H22まで調査、選定、H23は公表、印刷予定
1 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化		生態系ネットワークの構築	県(白然環境課、関係部局)、 市町						-H21~22は関係部局と検討を開始
		保全地域等指定の調査(希少野生 動植物種保全事業)	県(自然環境理)、大学、NPO 等						・H23以降、RDB改訂結果を踏まえて検討が 必要
		ガンカモ科島類生息調査	県(自然環境課)、NPO等						・景野鳥の会へ委託
	(1)調査研究の推進	田んぽのいきもの調査、海辺のい きもの調査(農林水産業関係者と の連携)	県(自然環境課、最林・水産 部)、市町、農協、漁協、NPO 等						・洗存事業(採島会、自然観察会等)を活用 ・海辺の生きもの調査は新規開始
		ツシマヤマネコ生息状況調査	国、県(自然環境課)、対馬市、 大学、NPO等						- 国の委託事業
		環境監視測定 (大気、水質、地下水質)	県(環境政策課)、長崎市、佐 世保市ほか						
		大村湾のスナメリ調査	(独)水産総合研究センター、西海 ハールシー水族館、九州大学等						<ul><li>スナメリ行動調査:(独)水産総合研究センター、西海ハールシー水法総等</li><li>・解剖調査: 九州大学、佐賀大学等</li></ul>
		有明特產魚介類生息環境調查	九州県政局,県(水産基壁計 画課、総合水産試験場)、漁 協・調査会社等						<ul> <li>・国の委託事業。有明海の本原沿岸域における、特書種(二枚見)の生育に流した漁場環域の改善効果調査や、赤瀬・貧酸素による有用二枚長被害軽減技術開発の調査を実施。</li> </ul>
	(2)種の保護、生態系の保全・	希少野生動植物種の指定	県(自然環境課)、市町、大学、 NPO等						・1年に20種指定予定 ・H23以降、RDB改訂結果を踏まえて検討
	再生	希少野生動植物種保存地域の指 定	景(自然環境課)、市町、大学、 NPO等						-1年に1箇所指定予定 -H23以降、RDB改訂結果を踏まえて検討

33

### 生物多様性地域戦略の策定事例-流山市-

生物多様性ながれやま戦略 オオタカがすむ森のまちを

- ・重点地区・拠点を選定
- 具体的な箇所をあげて、取組の概要、取組スケジュールを決めた具体的な取組内容を掲載



平成22年3月 流 山 市 ~都心から-番近い森のまち~

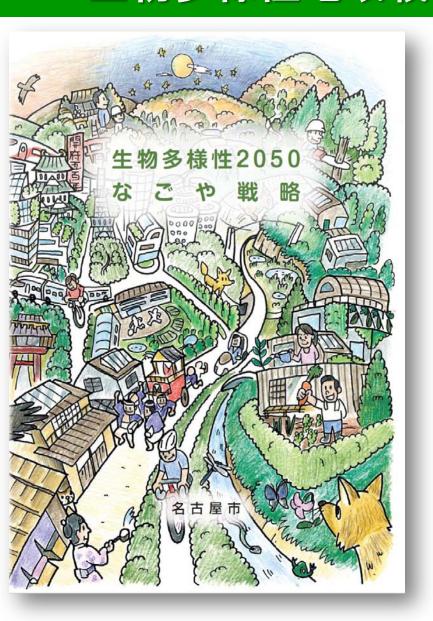
### 生物多様性地域戦略の策定事例-流山市-



備考)上図は既存資料等を参考に、現時点で抽出される場所です。本戦略の進行管理において定期的な見直しを行います。

図4 重点地区・拠点となりうる場所

### 生物多様性地域戦略の策定事例-名古屋-

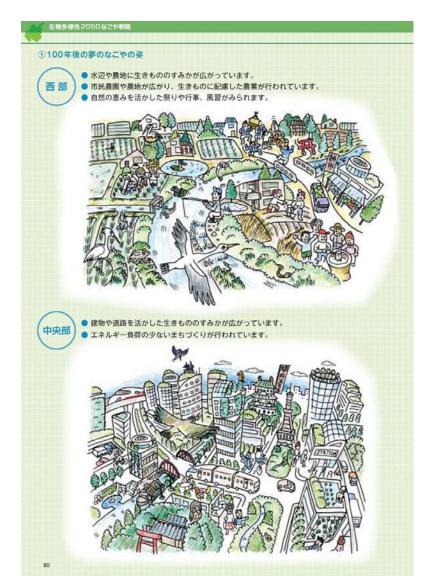


・ライフスタイルの転換に言及

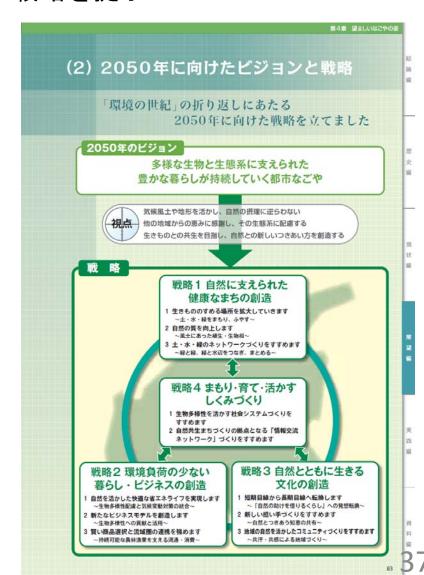


#### 生物多様性地域戦略の策定事例-名古屋-

- ・図を多用して、分かりやすさに配慮
- ・市民による100年後の夢の姿を図示



2050年に向けたビジョンと4つの 戦略を提示



#### 生物多様性地域戦略策定の手引き

- •環境省作成
- •平成21年9月策定、平成22年5月一部修正

#### 構成

- はじめに
- •第1部:生物多様性地域戦略の必要性
- 第2部: 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像
- 第3部: 生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法
- 第4部: 生物多様性地域戦略の内容検討及び推進-進行管理の手法
- \*参考資料

#### 内容•性格

生物多様性地域戦略の必要性、策定・推進・進行管理の手法等について参考となるような基礎的な情報の提供

ダウンロード可能ホームページ:

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/local/guide/index.html